

信州大学大学院総合医理工学研究科
JST 次世代 AI 人材育成プログラム (BOOST)
「サステナブル・ソサイエティ AI プロジェクト：知識と技術の調和に向けた挑戦」

2026 年 3 月選考 募集要項

【重要】

この募集要項は、次の採用区分のプログラム学生を選考するものです。
なお今回が BOOST プログラムの最後の募集です。
※2025 年度の追加募集です。

採用区分	採用者数	対象者(※)
2026(令和8)年 4月支援開始	1名	次世代 AI 分野の研究に取り組む学生のうち、次の学年に該当する者。 ・3年制の博士課程の場合 2026年4月に本研究科博士課程に入学予定の者。 ・4年制の博士課程の場合 現時点で博士課程1年次生に在学しており、2026(令和8)年4月に2年次に進級予定の者。 ※外国人留学生も研究奨励費の支給対象です。

※必ず本募集要項の詳細を確認してください。

本学は、国による博士学生支援事業 JST「次世代 AI 人材育成プログラム(BOOST)」により、標記プロジェクトを実施し、次世代 AI 分野のリーディングサイエンティストとなる優秀な博士課程学生に対し経済的支援及び育成プログラム支援を行います。本プロジェクトにより支援する博士課程学生を募集します。

本プロジェクトの支援対象となる研究分野は、「AI」そのものを専門とする「AI 専門研究」のほか、「AI」を活用して研究を行う「AI 活用研究」も含まれます。詳細は下記「2. 応募要件」の「*2」を参照してください。

本プロジェクトの概要等は以下のとおりです。

■事業目的

- ・博士課程学生による、AI 分野の研究、あるいは AI 分野における新興・融合領域の研究を支援。
- ・生活費相当額及び研究費による経済的支援を行い、学生が研究に専念できる環境を整備。
- ・我が国の国家戦略分野である次世代 AI 分野のリーディングサイエンティストとなる人材を育成。我が国のイノベーションの創出や産業競争力の強化を図る。

■本学の取組 | 「サステナブル・ソサイエティ AI プロジェクト：知識と技術の調和に向けた挑戦」

■本事業で実施する育成プログラム |

多様な専門性を有した育成メンバーによる分野横断的な指導、次世代 AI 分野特別講義、本学保有データ活用のコーディネート、次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING) におけるキャリア開発・

育成コンテンツへの参加を可能としたキャリアパス拡大・学生交流等を実施し、次世代 AI 分野を担う博士人材を育成する。

※プログラム Web サイト : <http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/spring/>

1. 支援対象者

支援開始時点で、信州大学大学院総合医理工学研究科に正規の学生として在籍し、次世代 AI 分野のリーディングサイエンティストとなる意思を有する、優秀な学生と認められる者。

ただし、上記にかかわらず、次に該当する者は対象外とします。

支援の対象とならない者
① 日本学術振興会特別研究員(DC)として採用されている者
② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者 (JICA を含む)
③ 母国政府からの奨学金等の支援を受けている者
④ 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準 (控除前の年額が 240 万円以上) で給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者
⑤ 本プログラムとの併給が認められない他の奨学金等の受給者 (申請中の者を含む。ただし DC への申請は含まない。)
⑥ 休学中の者
⑦ 博士課程満期前に計画的に中退を予定している者
⑧ 標準修業年限を超えて在学している者

※本プロジェクト申請後又は合格後の在学中に、いずれかに該当するようになった場合は資格を失います。

※外国人留学生についても、研究奨励費の支給対象です。この点は JST-SPRING と異なります。

2. 応募要件

支援対象者のうち、次の全てを満たす者としてします。BOOST の事業期間の関係から、募集対象の学年が限定されます。学年については特にご注意ください。

(1) 対象となる学年

1) 3 年制の博士課程の場合

2026(令和 8)年 4 月に本研究科に入学する者。

2) 4 年制の博士課程の場合

現時点で博士課程 1 年次生に在学しており、2026(令和 8)年 4 月に 2 年次に進級予定の者。

したがって、すでに本研究科に在学している 3 年制の学生や、2026 年 4 月に 4 年制の専攻に入学する学生は対象外です。

(2) BOOST プログラムの目的との適合

- ・自身の研究分野が次世代 AI 分野 (AI 分野及び AI 分野における新興・融合領域) に関するものであり、博士課程在学中は AI に関する研究に取り組むこと。(*)
- ・我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志を持つ者であり、学会発表や論文等の研究成果を毎年度あげることができる者。なお支援期間中、自身の AI 研究についての学会発表や論文発表が必須です。(*)
- ・留学生の場合は、我が国の国家戦略におけるイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する意思があること。

* : 「人工知能 : AI」については、その定義が多様であるため、どのような研究が該当するのかは明示しません。申請書類を、審査員が「次世代 AI 分野の研究者として支援を受けるにふさわしい」と判断できるように作成してください。

なお JST によると、本事業全体における対象学生像は次のとおり想定されています。

本プログラムは我が国のイノベーション創出や産業競争力強化のため、次世代 AI 分野の研究者層を厚くすることが目的です。このため、博士後期課程に進学する AI 分野の学生を増やす、また他分野を専攻する学生を AI 分野の専門性も持つ研究者に育成する、ことを狙います。

他分野を専攻する学生に求める AI 分野の専門性については、博士後期課程修了（本事業支援修了）までに、以下を満足することを目指して学生の育成をお願い致します。

- ・博士号取得後は、我が国のイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する次世代 AI 分野の研究者となることが望ましい。
 - ・ただ単に AI を使うだけでなく、AI エンジニア・データサイエンティストとしてのスキルを持ち、これを駆使して、ご自身の研究を遂行するレベル（プログラミング、機械学習・アルゴリズム、データベース、数学・統計等のスキル）。
 - ・進化の著しい AI 技術をキャッチアップし、最適な AI をご自身の研究に導入できるレベル。
 - ・AI の発展や他の研究への展開等につながると望ましい。
-
- ・支援期間中のご自身の AI 研究の学会発表や論文発表を必須とします。
 - ・情報系学会での論文発表や学会発表は非常に望ましいですが、必須ではありません。

3. 採用人数

2026(令和8)年 4月支援開始 1名

なお選考の結果、採用基準に達する学生がいなかった場合は、追加募集を行う可能性があります。

4. 経済的支援

年額 : 390 万円 (生活費相当額 300 万円、研究費 90 万円。ほか授業料半額免除。)

5. 支援期間

標準修業年限内

在学期間が標準修業年限を超える場合は、以降の期間は支援の対象となりません。

また、支給中止・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

※本事業は国の助成により実施するため、政府の方針等により支援期間、支援内容に変更が生じる場合があります。

6. 申請書類

1) 所定のスライド、2) 動画、3) 自身の研究における AI の活用の説明資料を作成の上、指導教員の承認を得て提出してください。使用する言語は日本語または英語とします。

(※申請書類に虚偽があった場合は採用を取り消します。)

7. 提出内容・提出方法・提出先

提出内容

以下の3点を全て応募者自身で作成して提出してください。

なお、提出書類に不備があった場合は減点の対象となります。

1) 研究内容を説明するスライド形式ファイル1枚（指定様式、PDFファイル形式。10MB以内）

【BOOST】

様式は下記リンク先からダウンロードしてください。

（.pptx形式のファイルがダウンロードされます。）

https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/slide_ID_name.pptx

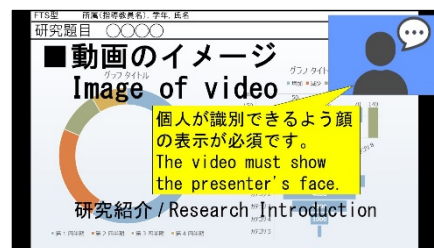
スライドは図や表を用いて、簡潔にわかりやすく作成してください。

BOOSTは、FTS型/CDS型は選択しなくても構いません。

2) 上記の研究内容を説明した2分間の動画ファイル（MP4ファイル形式。100MB以内）

【BOOST】

動画ファイルは、パワーポイントやZoomの録画機能を使うなどにより作成してください。個人が識別できるような顔の表示が必須です。



3) 自身の研究におけるAIの活用の説明資料（指定様式、PDFファイル形式。2MB以内）

【BOOSTのみ】

様式は下記リンク先からダウンロードしてください。

（.docx形式のファイルがダウンロードされます。）

https://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/sogoiriko/document_ID_name.docx

提出方法・提出先

- 1) スライドPDFファイル名： slide_学籍(受験)番号_氏名.pdf
- 2) 動画mp4ファイル名： movie_学籍(受験)番号_氏名.mp4
- 3) 説明資料PDFファイル名： document_学籍(受験)番号_氏名.pdf

下記フォームから提出してください。

<https://forms.gle/vrLKKNdjL7yMNNJW6>

※フォームによる提出ができない場合は、下記に連絡してください。

学務部学務課大学院室 shin-jisedai@shinshu-u.ac.jp

8. 提出期間

2月18日（水）正午～2月24日（火）正午（日本時間）

9. 審査方法

(1) 書類審査（一次審査）

提出された申請書類に基づき書類審査を行います。

(2) 面接審査（二次審査）

書類審査を通過した者に対して、面接審査（オンライン）を行います。

面接審査の日時は3月18日（水）16時50分開始予定とし、対象者には詳細を追って連絡します。

指定された面接時間の変更には原則として応じられませんので、予定の確保をお願いします。

10. 採用者決定

3月下旬に結果を発表します。

11. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須事項

- 本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、次世代 AI 分野に関する研究に取り組むこと。なお、研究テーマが AI に関係しないものとなった場合は、支援対象外となります。
- 研究倫理 e-learning APRIN e ラーニングプログラムの受講。
- 定期的に活動報告書を提出すること。
- 支援期間中において AI 研究に関する学会発表や論文発表を行うこと。
- 大学から採用者のメールアドレスを JST に提供することへ同意すること。
- 「ジョブ型研究インターンシップ」事業への登録。
- 博士人材データベース (JGRAD) への登録。修了後の進路状況、研究成果についての調査協力。
- 研究費をルールに基づき適正に執行すること。
- 支障のない範囲での広報活動への協力。
- 誓約書の提出

(2) 奨励事項

以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めてください。

- SPRING のキャリア開発・育成コンテンツへの参加、他の博士学生との異分野交流
- 企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとしての従事
- JST 主催の事業、他大学交流会への参加
- その他、プログラム担当教員から指示があった事業へ積極的に参加

12. 支援の取り消し・中止・停止

- ① 「1. 支援対象者」の「支援の対象とならない者」に該当した場合は、プログラムの支援は終了します。
- ② 事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行います。改善が見込めないと判断した時は、プログラム学生としての採用を取り消し、又は支援を中止・停止するとともに、既に支給した支援金の返納を求めることがあります。
 - 本プログラムで課している上記 11. (1) 必須事項が遂行されておらず、また、11. (2) 奨励事項に対して明らかに積極的ではないと判断された場合
 - 正当な理由なく、当初予定していた研究計画を実施しなかった場合
 - 信州大学大学院学則に定める懲戒を受けた場合
- ③ 研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した支援金は返納

させます。

※支援金の受給には、渡日していることが必要です。

13. その他

- (1) プログラム学生には修了後、その後のキャリアに関する追跡調査を10年以上行うことが、JSTから大学に求められています。プログラム学生は追跡調査に協力し、大学への報告が義務付けられます。必ず博士人材データベース（JGRAD）に登録してください。
- (2) プログラムに採用された学生は、ホームページ等で氏名等を公表します。
- (3) 支援金等のうち、生活費相当額は雑所得として課税されるので、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。扶養義務者（親等）の扶養となっている場合は、受給する生活費相当額は雑所得扱いの旨を伝え、扶養義務者の職場等の担当者に問合せてください。
- (4) 2023年度以降に博士課程において日本学生支援機構の第一種奨学生となるプログラム学生は、「特に優れた業績による返還免除制度」の対象になりません（返還免除の対象とはなりませんが、奨学金を借りることはできます）。
- (5) 本募集は、信州大学博士課程の入試ではありません。本学博士課程に入学するには、別途、研究科が実施する入学試験に合格する必要があります。

【参考】

- (1) 所得税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が38万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得に応じて、次年度の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

■お問合せ先：信州大学プログラム事務局 shin-jisedai@shinshu-u.ac.jp